

# 訪問看護の医療保険と介護保険の区分

患者さんの年齢は

40才未満

40才以上65才未満

65才以上

厚生労働大臣が定める  
疾病等

No  
←

介護保険の2号被保険者  
の特定疾病

Yes  
→

厚生労働大臣が定める  
疾病等

↓ No Yes →

↓ Yes

← Yes No ↓

医療保険  
週3日まで利用可能

医療保険  
週4日以上利用可能  
複数回利用が可能  
2ヶ所の事業所が利用可

介護保険  
ケアプランに基づき  
提供

厚生労働大臣が定める疾病等

厚生労働大臣の定める疾病等は介護保険の利用者でも訪問看護は「医療保険」で行います。

1. 末期の悪性腫瘍
2. 多発性硬化症
3. 重症筋無力症
4. スモン
5. 筋萎縮性側索硬化症
6. 脊髄小脳変性症
7. ハンチントン病
8. 進行性筋ジストロフィー症
9. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺,大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

10. 多系統萎縮症(線条体黒質変性症,オリブ矯小脳萎縮症 及びシャイ・ドレーガー症候群
11. プリオン病
12. 亜急性硬化性全脳炎

13. ライソゾーム病
14. 副腎白質ジストロフィー
15. 脊髄性筋委縮症
16. 球脊髄性筋委縮症
17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
18. 後天性免疫不全症候群
19. 頸髄損傷
20. 人工呼吸器を使用している状態